

給付年金コーナー

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

【国民年金】

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

【国民年金加入のお知らせ】

20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが届きます。内容は「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。（YouTube 厚生労働省チャンネルで動画視聴もできます）



問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

『令和5年度 償却資産申告』について

個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械や装置、工具、器具、備品などで、原則、取得価額が10万円以上のものは、『償却資産』として、固定資産税の課税対象となります。

町内に以上のような資産を所有されている方は、令和5年1月1日現在の状況の申告をお願いいたします。

期限：令和5年1月31日(火)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、eLTAXまたは郵送による提出にご協力ください。

問合せ 税務会計課 課税担当
☎66・3111 内線113

長瀬町商品券取扱店の皆様へ

「令和4年度長瀬町商品券」の換金期限が下記までとなっております。まだお手元にある取扱店の皆様は早めに換金をお願いします。
※期限以降の換金は出来ませんのでご注意ください。

【換金期限】 令和5年1月31日(火)

【提出先】 町民課

ご不明な点がございましたら町民課までお問い合わせください。

問合せ 町民課 ☎66・3111
内線121、122

1月の納期

●町県民税

■普通徴収（第4期分）

●国民健康保険税

■普通徴収（第7期分）

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第7期分）

●介護保険料

■普通徴収（第7期分）

納期限は1月31日(火)です。口座振替の場合は1月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線124